

# 平成21年度補正予算 安心子ども基金の拡充の概要

安心子ども基金 総額(国費) 2500億円

20年度2次補正予算 1000億円  
21年度補正予算 1500億円

## 安心子ども基金の拡充(1,500億円)

「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等による保育サービスの拡充のほか、地域の子育て力をはぐくむ取組等すべての子ども・家庭への支援、ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充により、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

## 安心子ども基金(平成20年度第2次補正予算)

1000億円の基金創設(平成20年度～22年度)により、新待機児童ゼロ作戦の前倒し実施

具体的実施事業

→ 15万人分の受入体制の整備

- 1 保育所等緊急整備事業
- 2 放課後児童クラブ設置促進事業
- 3 認定子ども園整備等事業
- 4 家庭的保育(保育ママ)改修等事業
- 5 保育の質の向上のための研修事業等

今回の補正予算における拡充

- ①保育サービス等の充実 …雇用情勢悪化等による待機児童の増加に対し、速効性のある対応等
- ②すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実 …創意工夫により地域の子育て力をはぐくむ取組等の拡充
- ③ひとり親家庭等への支援の拡充 …厳しい雇用情勢下、資格取得支援とその間の生活保障、在宅就業支援等
- ④社会的養護の拡充 …児童養護施設等の生活環境改善、安定した就職が困難な退所児童の生活・就業支援等

※全体を通じて、地方公共団体が上記の事業を積極的に実施できるよう、臨時交付金で地方公共団体への配慮

# ①保育サービス等の充実

希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができるよう、新待機児童ゼロ作戦の集中実施

## 保育サービス等の充実

保育所の設置促進、家庭的保育(保育ママ)の拡大など、雇用情勢の悪化等による待機児童の増加に対して速効性のある対応等による新待機児童ゼロ作戦の取組の更なる拡充

### ①. 都市部における待機児童解消

- 保育所等の新設に係る賃借料補助の対象拡大
- 広域的保育所利用事業

### ②. 保育所の耐震化整備費の補助

- 私立保育所の耐震化整備費の補助  
(財政力が乏しい等の市町村に対する補助率のかさ上げを含む)

### ③. 家庭的保育(保育ママ)事業の促進

- 自宅以外で実施する場合の賃借料補助

### ④. 保育サービス拡大に伴う保育士確保

- 研修後の再就職支援コーディネーターを  
全都道府県に配置

### ⑤. 認定こども園等の環境整備・職員研修

- 認定こども園等における緊急環境整備・研修支援

## ②すべての子ども・家庭への支援 ～地域子育て創生プロジェクト～

### 《概要》

地域の創意工夫により地域の子育て力をはぐくみ、子育てにかかわる人材の育成、コミュニティの活性化を図るため、自治体、地域住民、町内会、NPO、ボランティア、商店街、企業等の行う地域子育て支援活動の立ち上げなどを支援する。

### 《実施方法》

都道府県が地域の実情に応じて事業採択(都道府県は主に広域調整的な事業を行うこととし、市町村に手厚く配分)

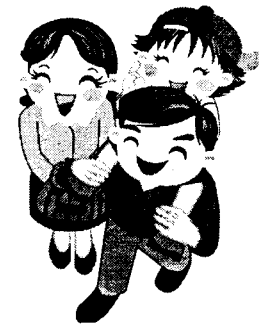
### 《事業内容》 各都道府県、市町村において以下の事業を実施

#### <ソフト事業取組例>

- 地域子育て支援を行うNPO等の活動の立ち上げ支援
- 地域におけるきめ細かな子育て支援活動の促進
- 経済的困難を抱える家庭や施設で生活する子どもの育成支援
- 家庭支援スタッフ訪問事業
- 放課後こどもプラン連携促進事業
- 病児・病後児保育の実施促進
- ファミリー・サポート・センター事業の広域実施及び病児・病後児預かり等の実施の促進
- 妊娠出産前支援事業(妊婦等支援教室、家庭訪問)
- 地域子育て支援拠点のスタッフや放課後児童クラブ指導員の資質向上、人材育成

#### <改修等事業>

- 賃借料補助等による地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等の拡大支援
  - 《対象事業》 地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ、一時預かり事業、病児・病後児施設、家庭支援スタッフ訪問事業、慢性疾患児家族宿泊施設
  - 《事業内容》 賃借料(礼金を含む)補助、改修費(設備、備品及び開設準備費を含む)補助



### ③ひとり親家庭等対策の拡充

#### 職業訓練等による資格・技能の取得支援

・資格がないので不安定な就労からぬけ出せない  
・養成機関に通う際の生活費がない



高等技能訓練の受講時における給付の充実  
・支給額の引き上げ（月額103,000円→141,000円）  
・今後3年間に修学している者について、支給対象期間を修業期間全期間とする。（現行：修業期間の後半の1/2）

職業訓練機会が充実されていても、子どもが預けられないので参加できない



母子家庭等就業・自立支援センター等において託児サービスを提供  
（母子家庭等就業・自立支援センター 103か所）

#### 職業紹介等を行う企業等によるひとり親家庭の就業支援（21～23）

子育てと生計2重の負担に加え、厳しい雇用情勢により就業が困難



職業紹介等を行っている企業等に委託して、相談支援、就職活動支援、職場開拓等を行う

#### 就業・社会活動困難者への訪問支援等の実施（21～23）

母子家庭になり、地域との結びつきが薄く、就業活動や社会活動に踏み出せない



・福祉事務所等に臨時配置する戸別訪問員による相談支援の実施、就業支援策の活用への結びつけ等

#### 職業紹介等を行う企業等による婦人保護施設等の退所者等の就業支援（21～23）

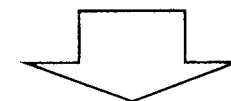
精神的に傷を負っていること等に加え、厳しい雇用情勢により一層就業が困難



職業紹介等を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対する相談支援、就職活動支援、職場開拓等を行う

ひとり親家庭等の在宅就業支援（21～23）

生活が苦しいが、子育てのため、これ以上パートを増やせない



ひとり親家庭等による在宅就業を積極的に支援しようとする地方自治体に対し助成を行う

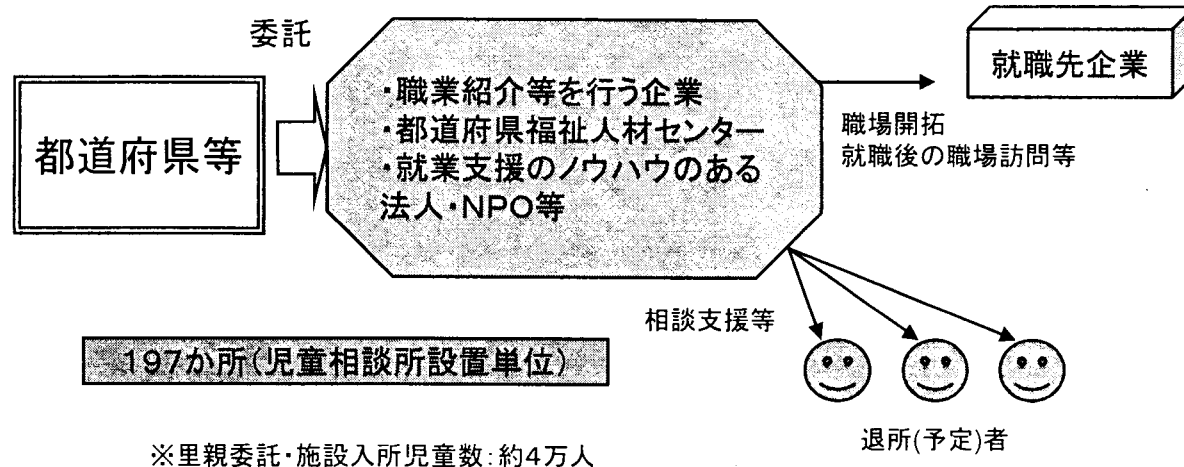
## ④ 社会的養護の充実

### 入所児童等に対する支援

#### 児童養護施設の退所者等に対する就業支援(21~23)

○ 現下の厳しい雇用情勢の中、安定した就職が困難な児童養護施設等の退所者及び保護者にとっては、一層就職が難しい状況となっている。

#### ○ 職業紹介等を行う企業等による就業支援



### 環境改善

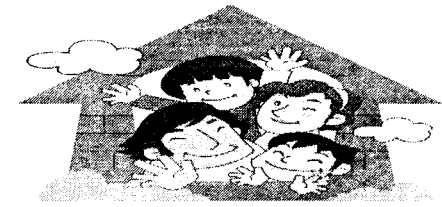
- 近年、老朽化した大型遊具等における児童の事故や、食品の安全が脅かされる事件が多発している。
- 家庭的養護や自立支援を推進する必要がある。

#### ○ 簡易な改修工事・設備整備・備品設置に対する補助

対象施設: 児童養護施設等

#### ○ 賃貸・改修等の補助

ファミリーホーム・自立援助ホーム、分園型施設等の設置促進



### 施設等職員の資質向上

#### ○ 施設等職員の研修にかかる経費の補助

被虐待児や障害を有する児童の増加等、新たな専門性が求められており、職員の資質の向上が必要である。

対象となる研修 短期研修: 各施設種別、職種別に行われる研修

長期研修: 都道府県単位に研修調整機関を設け、

- ・大規模施設の職員を小規模グループケアを行っている施設で研修
- ・児童養護施設等の職員を障害児施設で研修

21年度安心こども基金の事業の概要

安心こども基金の創設  
(20年度第2次補正予算)

安心こども基金の拡充  
(21年度補正予算)

保育所等整備事業 700億円

認定こども園整備等事業  
150億円

家庭的保育改修事業 50億円

放課後児童クラブ設置促進  
50億円

保育の質の向上のための研修事  
業 50億円

○保育サービス等の拡充

従来分(厚労分959億円、文科分41億円)  
1000億円

追加分(厚労分1432億円、文科省分68億円)  
1500億円

○保育サービス等の充実

350億円(厚労分282億円、文科分68億円)  
保育サービス等の充実

○すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実

500億円  
地域子育て創生事業

○ひとり親家庭等への支援の拡充

500億円  
就業支援関係事業(21~23年度) 250億円  
在宅就業支援(21~23年度) 250億円

○社会的養護の拡充

150億円  
退所児童等の就業支援(21~23年度)  
環境改善・職員の資質の向上等

計 1000億円

計 2500億円

# 安心子ども基金(児童相談体制の整備に係る事業分)

- 児童相談所(一時保護所)及び市町村における相談体制の整備に資するよう、以下の事業について、安心子ども基金での対応を可能としている。

## 1. 環境改善関係の事業について

※ 「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」の中で実施

### 児童相談所

- 老朽化した相談室等の内部改修・備品等の更新・改善に係る経費

#### [事業例]

- ・ 相談者が落ち着いて相談できる環境づくりのための改修等(カーペット敷、面接机・ロッカー等の更新)
- ・ 効率的な事務処理のためのパソコン、プリンター等の更新

- 相談体制の整備のための備品購入に係る経費

#### [事業例]

- ・ 子どもの安全確認時に必要な車輛の購入
- ・ 立入調査状況や接近禁止命令違反認知時の証拠保全のためのビデオカメラ、ビデオデッキ、カメラ、ICレコーダーの購入
- ・ 立入調査時等に必要な耐刃防護衣、安全靴の購入

### 一時保護所

- 老朽化した備品等の更新・改善に係る経費

#### [事業例]

- ・ 安全面に不備のある大型遊具の撤去・新設
- ・ 食品の安全性確保のための大型冷蔵庫の撤去・新設
- ・ 入所児童の生活環境改善のための内部改修、必要な備品の更新(フローリング貼、ベッド等の更新)

- 学習環境改善(就業促進のためのパソコンの整備)

### 市町村

- 相談体制の整備のための備品購入に係る経費

#### [事業例]

- ・ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)及び養育支援訪問事業等の実施に必要な訪問用電動アシスト自転車、訪問用乳児体重計・体重台の購入

## 2. 職員の資質向上関係の事業について

※ 「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業」の中で実施

### 児童相談所・一時保護所・市町村児童家庭相談担当者

- 職員の資質向上を図るため、各種研修への参加や事例検討会等の実施に係る経費や代替職員の雇い上げに係る経費

#### [対象者]

- ・ 児童相談所及び一時保護所の職員
- ・ 市町村において児童家庭相談を担当する者、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の訪問者、要保護児童対策地域協議会の構成員



# 一時保護所における学習の充実

雇児総発第0401003号  
平成21年4月1日

各〔都道府県  
指定都市  
児童相談所設置市〕

児童福祉主管部(局)長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

## 一時保護施設における学習環境の充実について

一時保護施設は、保護者から虐待を受けている子どもの心身の安全を守る等の重要な役割を担っており、入所する子どもが安定した環境の中で心から落ち着いて生活できるよう様々な配慮が必要である。

特に、近年、児童相談所の一時保護施設に保護された子どもの保護期間が長期化する傾向にあり、一時保護施設における学習環境の充実が求められている。

このため、地域の実情に応じて、教育委員会と児童福祉主管部局が連携を図り、教員の出向や教員OB等を児童相談所の一時保護施設に配置するなどの工夫を行っていただいているところであるが、地域によっては、こうした人材の確保に苦慮している児童相談所が見受けられることから、平成21年度において、人材配置に必要な経費の補助の充実を図ることとした。

各地方自治体におかれては、このような趣旨を鑑み、教育委員会と児童福祉主管部局がより一層連携して下記の取組を進め、一時保護施設で生活する子ども一人一人にとって最も適切な学習機会が確保されるようご尽力いただきたい。

なお、本通知は、文部科学省初等中等教育局児童生徒課と協議済みである。

## 記

1 一時保護中の子どもは、これまでの生活から年齢相応の学力や学習態度を身に付けていないなどの場合がある。このため、個々の子どもの状況や特性に応じた指導が行えるよう、一時保護施設の児童指導員等については、都道府県等の教育委員会と連携を図り、人事交流等により現職教員からの人材の受入れを進めることや、教員OB等を活用するなど、極力、子どもの学習環境に配慮した対応を行うこと。

なお、教員OB等の一時保護施設への配置に必要な経費については、従来より児童虐待・DV対策等総合支援事業の「児童虐待防止対策支援事業(一時保護機能強化事業)」により補助を行っているが、平成21年度予算において、補助基準額の改善を行ったところであるので活用されたい。

2 児童福祉法第28条の申立等により一時保護が一層長期化する場合は、児童養護施設等への委託一時保護や、一時保護施設が設置された区域内の学校への就学を検討するなど、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会と十分連携しながら対応すること。

事務連絡

平成21年4月7日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課 御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

## 一時保護施設における学習環境の充実について

標記の件については、これまでも格段の御尽力をいただき、誠にありがとうございます。

一時保護施設は、保護者から虐待を受けている子どもの心身の安全を守る等の重要な役割を担っており、入所する子どもが安定した環境の中で心から落ち着いて生活ができるよう様々な配慮が必要であります。

特に、近年、児童相談所の一時保護施設に保護された子どもの保護期間が長期化する傾向にあり、一時保護施設における学習環境の充実が求められているところです。

このため、地域の実情に応じて、教育委員会と児童福祉主管部局がより一層連携して、一時保護施設で生活する子ども一人一人にとって最も適切な学習環境が確保されるよう、更なる御尽力をいただくようお願いいたします。

なお、本件については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長から各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市の児童福祉主管部(局)長に対し、別添のとおり通知されておりますので、申し添えます。

# 「子ども虐待対応の手引き」の改正について



## 1 改正の趣旨

本手引きは、平成11年3月に、児童相談所や関係機関に向けて、子ども虐待に対し積極的な対応を促すために作成し、翌年の「児童虐待の防止等に関する法律」の制定及びその後の改正等を受けて見直しを行ってきた。

今般、平成19年の改正児童虐待防止法の臨検・捜索等の具体例等の記載、平成20年の改正児童福祉法に伴う修正、作成後10年が経過したことに伴う修正等の改正を行い平成21年3月31日付けで都道府県・指定都市・児童相談所設置市に通知。

## 2 手引きに記載している事項

予 防

発 見

対 応

援助実行・自立支援

### 第1章 子ども虐待の援助に関する基本事項

第2章 発生予防

第3章 通告相談への対応

第4章 調査及び保護者・  
子どもへのアプローチ

第5章 一時保護

第6章 判定・援助業務

第7章 児童福祉審議会  
の意見聴取

第8章 援助(在宅指導)

第10章 児童相談所の決定に  
対する不服申立てについて

第9章 援助(親子分離)

### 第11章 関係機関との連携の実際

第12章 電話相談の実際

### 第13章 特別な視点が必要な事例への対応

第14章 虐待致死事例に学ぶ

## 第1章 子ども虐待の援助に関する基本事項

1. 虐待とは何か
2. 子ども虐待防止対策の基本的考え方
3. 虐待事例への援助の特質
4. 援助に際しての留意事項
5. 子どもに対する支援の基本
6. 守秘義務と情報提供について

## 第2章 発生予防

1. 子ども虐待問題を発生予防の観点で捉えることの重要性(子ども虐待はなぜ起こるのか)
2. 発生を予防するための支援がなぜ必要か
3. 発生を予防するためには、どのような支援が必要か
4. 発生を予防するために、関係機関による連携はなぜ必要か

## 第3章 通告・相談への対応

1. 通告・相談時に何を確認すべきか
2. 通告・相談があった場合にまず何をやるべきか
3. 子どもが自ら保護を求めてきた場合、どう対応すべきか

## 第4章 調査及び保護者・子どもへのアプローチ

1. 調査(安全確認)における留意事項は何か
2. 調査に当たって他機関との連携をどう図るか
3. 虐待の認識を保護者にどう持たせるか
4. 調査に拒否的な保護者へのアプローチをどうするか
5. 子どもからの事実確認(面接・観察)はどのように行うか
6. 立入調査及び出頭要求並びに臨検・搜索等の要否をどう判断するか
7. 立入調査に当たっての留意点は何か
8. 出頭要求から臨検・搜索に関する留意点
9. 児童相談所や施設の職員に対して暴力的な保護者にはどう対応すべきか

## 第5章 一時保護

1. 一時保護の目的は何か
2. 一時保護の速やかな実施
3. 虐待が疑われる事例への対応の流れ
4. リスクアセスメントシートによる一時保護の要否判断
5. 職権による一時保護の留意点は何か
6. 一時保護の説明

7. 保護者への一時保護告知
8. 一時保護中の子どもに対する援助のあり方
9. 保護者が一時保護中に面会を希望する場合の対応
10. 保護者の強引な引取要求への対応
11. 家庭復帰させる場合の子ども、保護者への指導上の留意点
12. 委託一時保護の留意点

## 第6章 判定・援助業務

1. 各種診断と判定はどのように行うか
2. 判定はどのように行うか
3. 援助指針はどのように作成するか
4. 親子分離の要否判断はどう行うか
5. 援助方針について保護者、子どもにどう説明するか
6. 法的分離にはどのようなものがあるか
7. 家庭裁判所による子どもの里親委託または児童福祉施設等への入所の承認  
—いわゆる法第28条手続
8. 家庭裁判所による親権喪失宣告(民法第834条、児童福祉法第33条の6)と  
失権宣告の取り消し(民法第836条)
9. 家庭裁判所による審判前の保全処分(特別家事審判規則第18条の2)
10. 法的分離手続の実際

## 第7章 児童福祉審議会の意見聴取

1. どのような事例を児童福祉審議会に諮るか
2. 児童福祉審議会の意見聴取の手続はどのように行うか
3. 児童福祉審議会運営の実際と活用はどのように行うか

## 第8章 援助(在宅指導)

1. 在宅指導上の留意事項は何か
2. 子どもへの心理的援助はどのように行うか
3. 保護者への援助をどのように行うか

## 第9章 援助(親子分離)

1. 児童相談所における対応
2. 施設における対応
3. 里親制度の活用